

## 【書評】塚本明『近世伊勢神宮領の触穢観念と被差別

民』（清文堂、二〇一四年）

佐々木 政文

### 一、はじめに

本書は、伊勢神宮の門前町である宇治・山田地方を対象として、近世日本における触穢観念の実態とその社会的影響を分析した研究書である。本書のような専門的かつ体系的な近世史研究の成果について、大正・昭和期の社会思想史を専攻する評者が発言すべきことなど、もとより何も存在しない。それにもかかわらず、今回、評者が本書を取り上げるのは、本書が近現代をも含めた部落史研究全般に対して重要な問題を提起していると考えからである。以下、限られた視野からではあるが、本書の内容と手法について簡単に整理を行いたい。

### 二、本書の構成

まず、本書の構成と各章の要約を以下に示そう。

序章	問題の所在
第一部	触穢とその忌避
一章	死穢の判定
二章	速懸―近世神宮領における葬送儀礼
三章	犬狩―動物の穢れと生類憐れみ
四章	仏教の受容と忌避
第二部	神宮領と被差別民
五章	被差別民の参宮とその影響
六章	拜田・牛谷の民―近世宇治・山田の非人集団
七章	内宮周辺農村の被差別民
八章	神宮直轄領の被差別民
第三部	統治と触穢
九章	朝廷の「触穢令」と神宮領
十章	神宮の鳴物停止令
十一章	幕末異国人情報と伊勢神宮

あとがき

本書は三部構成をなしている。

序章では、神宮領が武家領に比して極度に清浄さを重んじた地域であったこと、触穢に関しても特徴的な現象が見られたことなどが指摘され、神宮領の触穢体系と被差別民の関連を明らかにするという本書の課題が提示される。

第一部「触穢とその忌避」では、神宮領における触穢観念の機能についての検討がなされる。

一章では、死穢の観念に焦点が当てられる。近世当時、変死や災害死に対しては、中世に成立した古法である『文保記』『永正記』などを基準として、神宮が触穢を判定した。しかし、規定をそのまま適用すると触穢が増加もしくは長期化し、その間、参宮者の便宜の妨げになるなどの事情から、触穢を軽減させようとする意識が神宮や住民の間で高まった。そのため、一七世紀後半以降、変死・災害死を「なかつたことにする」行動が目立つようになり、一八世紀以降には、触穢観念がもつ社会的な重みは軽くなつていったという。

二章では、近世神宮領における速懸の慣習について検討される。速懸とは、「穢れ」が充満することを防ぐため、人の死を「なかつたこと」とし、当人はまだ死んでいないという建前のもと、死体を墓地に運ぶ習慣である。宇治・山田の地では一八世紀に入ってから速懸が一般化した。次第に仏教式の本葬礼との区別が曖昧になり、速懸は触穢観念の本来の意味からかけ離れたものになつていったと、筆者は指

摘する。

三章では、動物による「穢れ」を排除するための措置である犬狩の習慣について検討される。犬は人間や動物の死体の骨を運んでしまう恐れがあることから、中世から幕末に至るまで、神宮領から排除された。そのため、神宮神主らが宮中から犬を追い出し、犬が市中に逃げ出したところを、住民組織に雇われた非人集団の拜田・牛谷が殺害する習慣が成立していたことが明らかにされている。

四章では、神宮領社会における仏教的要素の位置づけが検討される。神宮領において、寺院・僧侶は、葬礼に関わるという理由から「穢れ」た存在とされたが、実際には神宮御師が剃髪して僧侶となつたり、僧侶が参宮したりするなど、神仏習合の傾向が強かつた。これに対し、一八世紀後半以降、幕府の遠国奉行である山田奉行が神仏分離政策をとり、僧侶に「附髪」をさせて参宮させるなど、「外観」のうえで仏教的要素を隠す措置をとつた。文久三（一八六三）年の神宮改革では仏教の排除がより徹底して行われたが、このような措置がとられたこと自体、近世神宮領において神仏習合が容認されていたことの反映であると筆者は指摘する。

続く第二部「神宮領と被差別民」では、神宮領における被差別民の存在について検討がなされる。

五章では、神宮に参詣する被差別民と「穢れ」の関係が検討される。人々が被差別民と飲食を共にすることで火を介して「穢れ」が広がることを「同火」というが、近世の神宮領では、被差別民との「同火」が問題となつた事例が享和元（一八〇一）年以降に六例ある。実態としては、被差別民は活発に神宮に参詣しており、被差別民でない人々と飲食を共にすることもしばしばであったが、山田奉行はこれを問題

視し、原則通り禁忌規定を適用しようとしたことが述べられている。

六章では、神宮領に特徴的な非人集団である拝田・牛谷について検討がなされる。拝田・牛谷は参宮客に向けて楽器を演奏して「蒔錢」を受ける一種の芸能民であった。同時に彼らは「穢人」として犯罪者の追捕や牢獄管理、死体の埋葬などを行うことで報酬を受けていた。筆者は、拝田・牛谷らのこうした性格を、清浄さが求められる神宮領において「穢れ」を引き受けたものとして位置づけている。

七章では、内宮周辺の農村である朝熊村における「穢多」身分の存在に焦点を当てて検討がなされる。朝熊村の「穢多」も、町方の非人集団である拝田・牛谷と同様に、葬送・警備や犬狩など「穢れ」に関連する役割を負っていた。例えば速懸においては、直接的に死穢に触れる土掛けのみ拝田・牛谷が行い、その他の業務を「穢多」が行うなど、拝田・牛谷との役割分業のもとで行われた。したがって、神宮領であるという理由によって「穢多」が生み出されたり、差別を受けたりしたのではないことを筆者は指摘する。

八章では、神宮が領主権をもつ神宮直轄領における被差別民の特性について検討がなされる。神宮直轄領には「穢多」身分、「非人」身分、雑種賤民系のささら（説教者）身分の三種の被差別民が存在しており、伊勢国南部にまとまった身分集団を形成していた。それらの被差別民の特質について、筆者は、神宮領であるがゆえに特別に差別されたわけではなく、神宮領の村から必要とされることはあっても排除はされなかったと結論づけている。

第三部「統治と触穢」では、近世の政治権力たる朝廷・幕府との関係から、触穢観念と被差別民について検討がなされる。

九章では、朝廷が天皇・上皇・女院の死に際して発布した「触穢

令」とその影響について検討がなされる。近世において触穢令が伊勢神宮に伝えられた初例は宝永六（一七〇九）年であるが、当初、伊勢神宮側はそれを京都の触穢と捉え、伊勢に影響を及ぼすものとは考えていなかった。しかし、一九世紀半ば以降、朝廷が伊勢神宮を自らの勢力に組み込もうとしたことに伴い、伊勢にも触穢が及ぶと主張されるようになったが、神宮側はこれに抵抗したことが指摘されている。

十章では、為政者の死に際して民衆に「慎み」を求める目的で出される鳴物停止令について、伊勢神宮領を対象に検討がなされる。神宮領では他領に比して細かい慎みの規定が適用されたが、それは神宮領の「穢れ」観念によるのではなく、山田奉行の意向によることが明らかにされる。さらに、停止令の運用に関しては山田会合・三方会合が大きな役割を果たしていたことも指摘されている。

十一章では、幕末における異国人渡来情報と開国・開港に際して、神宮領の触穢観念がいかに変質したのが丹念に検討される。そこでは、異国人は肉食をするという理由によって新たに排除された。さらに、神宮が参照する触穢体系が幕府（山田奉行）のそれから朝廷のそれへと転換したことにより、僧侶・被差別民も従来以上に排除され、一時的にせよ深刻な差別が生み出されたことが明らかにされている。終章では、以上の内容が整理され、神宮領の触穢観念がある程度運用によって融通を利かせるものであったこと、被差別民は必ずしも触穢観念のゆえに特別に差別されたわけではないことなどが結論として示される。

### 三、本書の成果

続いて、本書が明らかにした触穢観念と部落差別の関係について、評者の私見を述べることとする。部落差別に関する論点に限って言えば、本書の意義は、「穢れ」観念が被差別部落を生み出した直接の起源であるという説（ここではそれを便宜的に「穢れ」起源説と呼ぶことにする）に正面から向き合い、これを実証的に批判した点にある。

一九九〇年代、「穢れ」起源説を全面的に提唱して従来の近世政治起源説を否定したのは、辻本正教氏である。中世以来の「ケガレ」意識が部落差別の根源であると考える辻本氏は、部落差別を身分制の問題として捉える従来の議論に対し、「そもそも差別論をたたかわせよ」というのに、それとは異質の身分論をもってそれをしようとしたところに間違いがあった<sup>(1)</sup>。つてことなんです。はっきり言えば、身分など、ここでテーマにしている差別とは何の関係もない<sup>(1)</sup>。と、身分と差別の関連を明確に否定する。

確かに、前近代の日本において身分だけが差別を生み出す要素であったと考えることはできないし、「穢れ」観念が部落差別に関係していることは、中世の「非人」が「清め」をその職能としていたことから明らかである。しかし、身分と差別を相互に独立した概念と見なすならば、近世においてかわた・長吏・「非人」などの被差別民が百姓・町人とは異なる身分集団として権力から把握され、社会のなかに定位していたことを、十分に説明できない。その意味で、辻本氏の議論は「穢れ」観念の歴史的意義を過大に評価したものであった。

こうした説に対し、本書は、神宮領の事例を根拠として実証的観点

から問題を提起した。塚本氏は、「触穢観念の存在自体が自律的に働き、差別を拡大する訳ではない。観念は観念に過ぎず、観念の共有を強いる力が働いて、はじめて社会に影響を及ぼす。誰がどのようにこの観念を認識し、利用・適用したのか、その歴史的な実態こそ、解明しなければならぬ<sup>(2)</sup>」と論じ、観念としての「穢れ」だけでなく、それを取り巻く外的な「力」のあり方を問題とする。この外的な「力」は、本書によれば幕府、神宮、朝廷、住民組織など複数の方向から加えられるものであり、何が「穢れ」観念を強制する主体であるのかは確定できない。しかし同時に、多方向から加えられる「力」の有り様を分析することで「穢れ」観念の政治的・社会的基盤を明らかにしたことこそ、本書の歴史学的な説得力があるといえるだろう。

では、本書が明らかにした近世の「穢れ」観念の特色とは何であろうか。ここで注目したいのは、触穢規定の適用に対して、幕府権力と神宮・地域住民との間でしばしば生じた意識のズレである<sup>(3)</sup>。例えば、神宮領において、仏教は葬礼に関係するがゆえに「穢れ」として排除されるのであるが、本書四章によれば「三祭祀時の僧侶の参宮や宮城に建つ寺院について問題視したのは、神宮側ではなく歴代の山田奉行であった<sup>(4)</sup>。また、神宮領では被差別民との「同火」事件がしばしば生じ、「穢れ」の観点から問題とされているが、神宮および地域住民は被差別民に対してそれほど強い忌避感を示したわけではなく、「被差別民が宇治・山田で「同火」したことが咎められ、禁忌規定が出されるに至ったのには、直接的には触穢に過敏と言われる伊勢神宮自体ではなく、山田奉行の意向こそが大きかった<sup>(5)</sup>」という。このように、「幕府の遠国奉行の山田奉行は、しばしば規定を運用で融通を利かせるシステムに理解を示さず、厳密な遵守を求めた<sup>(6)</sup>」のに対して、神宮

および地域住民の側は、むしろ触穢規定が原則通り適用されないように柔軟な運用を行おうとしていたのである。

人間の生死のような特定の不定期的事象に対して社会全体で忌避感が生じるのが触穢観念の特質であるが、その観念が地域の社会生活の一部または全部を阻害する恐れがある場合、神宮および地域住民は触穢観念が原則通りに適用されることを忌避しようとした。ここに見られる、忌避の忌避とでもいうべき矛盾した姿勢は、塚本氏が「神宮は被差別民の穢れについて意外な程の寛容を見せている」というように、時と場合によって、「穢れ」を生じさせる事象に対する寛容さとして表出された。その一方で、本書第五章に示されるように、幕府は「穢れ」の発生を避ける意図から、被差別民が神宮領に侵入して宿泊・飲食を行うことを禁じようとしていたのであり、「穢れ」の排除が被差別民への社会的差別を助長することは明らかであった。

このように見えてくると、塚本氏の議論は、政治権力が地域の人々に「穢れ」観念を強制して部落差別を補強する主体として機能していたという、新しい近世政治起源説の一種ではないかと思われる<sup>8)</sup>。そもそも、中世以前において「穢れ」と関係していると考えられた人々が被差別民となったという説と、それらの人々に対する社会的差別を近世の政治権力が補強したという説とは、必ずしも相互に矛盾するものではない。これら両説の見かけ上の対立を、塚本氏は、「前近代において、神道が穢れを忌避する観念は社会的な差別とは別物であり、外的な力がそれを利用することで差別的になり得るにすぎない<sup>9)</sup>」という結論によって見事に止揚してみせているのである。この操作によって、「穢れ」への忌避感と社会的差別とは学術的に明確に区別されるだけでなく、「封建的身分存在としての被差別民に対して、神社が神社特

有の観念から、より一層の差別を及ぼした<sup>10)</sup>」という部落史上の固定観念についても、再考の必要があることが明らかにされている。

従来、近世政治起源説を主張していた論者たちは、権力による身分編成と「穢れ」観念との関わりを明確に説明してこなかった。二〇〇〇年前後ごろ、「穢れ」起源説に対して彼らが述べたのは、近世前期に幕藩権力が「穢れ」を包み込む形で「穢多」身分を作ったのであり、近世政治起源説は間違っていない、ということであった<sup>11)</sup>。しかし、この議論では触穢体系における「穢れ」と身分体系における「穢れ」が明確に区別されていなかった。単純に考えても、人間の生死などによって生じる「穢れ」は一時的・空間的であるのに対して、被差別民が負わされている「穢れ」は半永久的・人格的であり、両者の性質は根本的に異なる。なぜ、前者の「穢れ」から後者の「穢れ」が生じるのか。それを明確に論じられなかったところに、「穢れ」起源説や、それに反論した近世政治起源説論者の議論の弱さがあったともいえるだろう。

これに対して、塚本氏は、身分体系における「穢れ」とは区別される、触穢体系における「穢れ」の社会的機能を実証的に追究し、そこに政治権力側の強い秩序意識が働いていたことを明らかにした。以上の点は、近世の政治権力と部落差別の関係を考えるための重要な問題提起となりうるであろう。

#### 四、本書の課題

最後に、本書を踏まえたくて今後の研究の展望について述べておく。

触穢観念と部落差別の關係に関して、本書が十分に論じきれていないと感じられる点は、大きく二つある。第一に、塚本氏自身も述べるように、<sup>(12)</sup> 本書が対象としたのはあくまで神宮領という特異な空間での事象であり、一般の都市や農村の場合については明らかにされていない点である。第二に、触穢体系における「穢れ」が、「穢多」という身分存在に対していかなる影響を及ぼしていたのかが明らかでない点である。したがって、本書の主張が一層説得力をもつためには、神宮領外における触穢観念の事例が比較対象として取り上げられるべきであったし、それを題材として「穢多」身分の社会的特質についても言及がなされるべきであった。

以上のような本書の課題に対し、評者が注目したいのは、近世中期から近代にかけて被差別部落が神社での祭礼から排除された事例である。すなわち、歴史の古い神社では被差別民が祭礼役の一部を担ったが、<sup>(13)</sup> 近世期のある時点で祭礼から排除され、<sup>(14)</sup> それ以降近代に至るまで氏子に参加できなかつたというものである。こうした事例は各地でいくつも見られる。

管見の限り、被差別民排除に至る経緯が最も詳しくわかる事例は、摂津国兵庫津（現神戸市中央区）に位置する生田神社のものである。生田神社では、寛永一六（一六三九）年以来、近隣の風呂谷村・西筒井村のかわたが神輿かつぎと先払いを担っていたが、元文元（一七三六）年になって、「穢れ」を理由として祭礼から排除された。<sup>(15)</sup> 以下、限られた史料からではあるが、この事例を簡単に紹介・検討し、本書に対する評者なりの応答を試みることにしよう。

元文元年八月一六日、両かわた村の名主らは、同年になって突然神輿かつぎを妨害されたとして、「御奉行」（尼崎藩の兵庫津奉行か）に

訴状を提出した。これによると、両かわた村は寛永一六年以来間違いなく神輿をかついできたが、「此度神輿新二成候へハ、私共二か、せ候而ハ穢敷由被申候。此度俄二穢敷杯と被申候段何共其意不申候」、<sup>(16)</sup> つまり新調したばかりの神輿に対して「穢」らしいからという理由で神輿をかつがせてもらえなくなり、困惑しているという。神輿かつぎを妨害した主体はここでは明記されていない。両かわた村は「私共同シ類の者共御神支ニ罷出候義ハ、私共二不限国々所々ニ多く御座候。先例之格を以所々之穢多共自今相勤候」と、<sup>(17)</sup> 他国でもかわた村が神事に参加していることを挙げ、他のかわた村との關係上、祭礼参加をやることはできないと主張した。<sup>(18)</sup>

この訴訟に対する奉行側の対応は、「其方共往古ハ神輿昇来候由緒書攷又ハ何ニ而も其請ニ可相成物、有之候哉と御尋被為成候」、<sup>(19)</sup> つまり、昔から両かわた村が神輿かつぎを任されていた証拠を提出しろというものであった。この文面にみる限り、奉行側は、かわたが神社祭礼に「穢れ」を持ち込む可能性があることを全く問題としていない。神宮領における「穢れ」の排除にこだわった幕府山田奉行の対応とは異なり、生田神社の事例では、奉行側の関心の対象はあくまで歴史的事実の確認にあり、「穢れ」を特段重視してはいなかつたと思われる。問題は、両かわた村による神輿かつぎに反対した勢力のなかに、同じ生田神社の氏子である百姓が含まれていたことである。有力氏子であった奥平野村の八郎兵衛は、自らの手元にあった「今年ハ神事之神輿兵庫江相渡シ不申」という内容の書面を兵庫津名主七郎右衛門に証拠として提出した。また、坂本村の甚助という人物からも、両かわた村の言い分が疑われる根拠として一年間の日記が提出された。<sup>(20)</sup> いずれも、両かわた村から神輿かつぎの権利を奪うための行動であった。

では、彼らはなぜ両かわた村の神輿かつぎを否定したのか。かわた側の説明によれば、それは次のような理由からであった。

一、浜先キ江御幸之参物、天氣能キ時ハ鳥目拾貫文余、雨天御座候得者鳥目七貫文余、尤先年兵庫津和田崎江御幸之節者鳥目七拾貫文余茂御座候様ニ申伝ニ承及候。然ル共近年者和田崎江御幸茂無御座、浜先キ迄之御幸ニ而参物如此御座候を私共両村江受納仕、神事通神輿昇之人数相集り御神酒頂戴之料与仕義、年々無恙相勤候義、偏ニ御神意ニ相叶候卜難有可奉存候。然ル処ニ此度ニ限穢敷杯与被申候衆中右之参物ニ心を掛ケ候ケ様相妨申候。右之段々被為聞召上先規之通ニ被為仰付被下候様ニ乍恐奉願上候。<sup>(2)</sup>

すなわち、かわたは神輿をかつぐことで「参物」を得ており、浜先までなら晴れた日で一〇貫文、雨の日で七貫文、和田崎までなら七〇貫文という金銭の収入があつた。これらは神輿をかつぐ人々の酒代に充てられていたのだが、一部の氏子はこの「参物」を欲しがり、かわたの「穢」らわしさを理由にして神輿かつぎを妨害しようとしたのだという。以上はかわた村側の主張であるが、この主張が正しければ、「穢れ」を理由にしたかわた村への排除は実際には金銭を目的とした利権争いだったことになる。結局、氏子側の主張が認められ、かわた村は神輿かつぎから排除されてしまう。

以上の経緯から何がいえるだろうか。この争論において、「穢れ」は利権争いの口実にすぎなかつたにせよ、かわたを祭礼から排除する根拠として「穢れ」が使われたことは確かである。もちろん、百姓たちが日頃からかわたを「穢れ」た存在と見なしていたと結論することはできない。しかし、百姓たちが「穢れ」を理由にしてかわたを排除

しようとするればそれが認められてしまう程度には、一八世紀前半の日本社会には「穢れ」観念が浸透していたことを、この事例は示している。

触穢観念と部落差別とを短絡的に結びつける思考が誤りであることを塚本氏は示したが、だからといって、両者は全く無関係の事象だと理解するならば、それは本書の正しい読解とはいえない。かわたの存在と「穢れ」観念とは、近世社会に生きる人々の日常感覚のなかで、基本的には区別されつつ、何らかの繋がりをもつ事象だったはずである。そうでなければ、「穢多」という身分表記があれば一般的な用いられた理由が十分に説明できないであろう。

では、生田神社の氏子がかわた自身を指して「穢敷」と言ったとき、そこにはどのような意味が込められていたのであるうか。彼らが主張するかわたの「穢」らわしさと、人の生死などによつて生じる「穢れ」とは同じものか。両者が別物であるとすれば、何がどのように違うのか。門外漢である評者は、これらの問いに対して正確に答える能力をもっていない。専門家による説明を待ちたい。

### 註

(1) 辻本正教『ケガレ意識と部落差別を考える』（解放出版社、一九九九年、七八頁）。

(2) 本書、七頁。

(3) 山田奉行に焦点を当てて近世神宮領の触穢観念を検討した先行研究に、白山芳太郎「山田奉行の触穢思想」（藤原暹編『続・日本生活思想研究』生活思想研究会、一九九〇年）がある。これによると、寛文五（一六六五）―天和四（一六八四）年在位の第十

代山田奉行である桑山丹後守貞政は、「仏教的なけがれを排除しようとする考え」をもって、寛文一一（一六七二）年、火災で焼失した寺院を山中に移転させた（三二一頁）。

- (4) 本書、一三二頁。
- (5) 本書、一五四頁。
- (6) 本書、三五七頁。
- (7) 本書、一六三頁。
- (8) なお、中世史研究の領域では、中世の政治権力が被差別民を通じて「穢れ」観念を強化していたという議論は、必ずしも新しいものではない。例えば丹生谷哲一氏は、一九八〇年時点で「中世賤民制がケガレキヨメの構造によって特質づけられるとすれば、その中核に検非違使庁が存在したことはもはや疑いない」（「検非違使とキヨメ」、『増補 検非違使—中世のけがれと権力—平凡社ライブラリー、二〇〇八年、初出一九八〇年、六七頁）と論じている。こうした研究上の立場を、吉田勉氏は「穢れの国家管理論的アプローチ」と呼んだが（「身分論から差別論・穢れ論・境界論・地域社会論へ—歴史学・民俗学・人類学・宗教学などの成果—」、『部落解放研究』第二〇〇号、二〇一四年三月、七四頁）、同様の立場が近世史研究の領域で主張されることは一般的ではなかった。その意味で、塚本氏の著作は中世史研究と近世史研究との対話の可能性を開くものでもある。
- (9) 本書、三六〇頁。
- (10) 本書、一四二頁。
- (11) 寺木伸明『近世身分と被差別民の諸相—（部落史の見直し）の途上から—』（解放出版社、二〇〇〇年、七四頁）、中尾健次「近

世におけるケガレと差別—部落史学習と関連させて—」（『部落解放』第四八四号、二〇〇一年四月、二六頁）。

- (12) 本書、三六〇頁。
- (13) 渡邊廣「賤民と祭祀—部落民の一流流—」（『未解放部落の史的研究—紀州を中心として—』吉川弘文館、一九六三年）、水本正人『宿神思想と被差別部落—被差別民がなぜ祭祀・門付にかかわるのか—』（明石書店、一九九六年）、上野茂編『被差別民の精神世界—部落史観の転換—』（明石書店、一九九六年）。
- (14) 落合重信『近世部落の中世起原』（明石書店、一九九二年、四九—五一頁）、藤沢靖介「神社と被差別部落の関係を考える」（『明日を拓く』第六九・七〇合併号、二〇〇七年三月）、芦刈政治「被差別民衆と神社信仰」（『おおいた部落解放史』第一〇号、一九九一年三月）。
- (15) 落合前掲書、五〇頁。
- (16) 「生田神社氏子神輿かき除外につき嘆願」、元文元（一七三六）年八月二六日（兵庫県部落史研究委員会編『兵庫県同和教育関係史料集』第一巻、兵庫県同和教育協議会、一九七二年、四五三頁）。
- (17) 同前、四五三頁。
- (18) 同前、四五三頁。
- (19) 「生田神社の氏子神輿かきの由緒」、元文元（一七三六）年九月一三日（『兵庫県同和教育関係史料集』第一巻、前掲、四五四頁）。
- (20) 「生田神社の神輿につき夙村と出入訴訟」、元文二（一七三七）年六月二三日（『兵庫県同和教育関係史料集』第一巻、前掲、四五六頁）。
- (21) 同前、四五六—四五七頁。